

戸籍の電算化が始まります

第1回

町では、戸籍作成から証明書発行までの処理時間の短縮と効率化などを図るため、平成24年3月19日(予定)の稼働に向けて、戸籍事務電算化の準備を進めています。電算化により、弟子屈町に本籍がある方の戸籍をコンピューターに記録し、管理するようになります。皆様のご理解をいただくため、今月から3回にわたり、内容についてお知らせします。

戸籍とは

日本国民の出生から死亡までの身分関係を記録した、重要な公簿です。氏名、生年月日、親子関係(父母の氏名と続柄)や夫婦関係などが記載されています。

戸籍の管理は、本籍地のある市町村で行っています。

戸籍の電算化で何が変わるの？

▼戸籍に関するさまざまな届け出から作成までが正確に速く処理され、証明書の発行までの時間が短縮されます。

▼戸籍は、現在の和紙原本からコンピューターを用いた磁気媒体に変わるため、プライバシーの保護が強化されます。

▼電算化により、手書きで書かれていた戸籍がすべて活字となり、紛らわしい書き癖などの字がなくなつて、分かりやすくなります。

▼長い文章となつていた記載内容が項目化され、見やすくなります。

今までの戸籍は？

電算化により、現在の戸籍は『平成改製原戸籍』と名称が変更され、町に150年間保存されます。

平成24年3月の改製以前に、死亡

や婚姻などですでに戸籍から除かれている方は、電算化後の戸籍には記載されません。相続などで、このような事項が記載されている証明が必要な場合は『平成改製原戸籍』を申請していただければ、交付が受けられます。

戸籍の附票は？

戸籍の附票とは、戸籍に記載されている方の住所の履歴を記録したもので、戸籍同様、本籍地のある市町村で管理しています。

戸籍の電算化に伴い、戸籍の附票も紙による記載管理からコンピューターによるデータ管理になります。

電算化後の戸籍に記録される氏名は、常用漢字や人名用漢字などの文字で記録されます。

昭和50年代まで戸籍の作成は手書きによって行われていたため、簡略化や書き癖などにより、辞書に載っていないような文字が使われることもありました。

このような文字は辞書などに載っている文字に置き換えて記録することになります。これは、戸籍の表記上の文字を置き換えるだけで、氏名そのものが変更されるものではありません。

来月の広報では、その詳細についてお知らせします。

1/25のQ&A

Q 本籍地と住所は同じ？

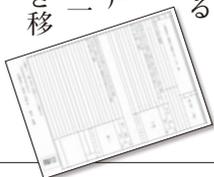
A 住所は現に住んでいる所、本籍地は戸籍の所在場所をいいます。戸籍の証明を求めるときは、本籍地のある市町村役場に限られます。

Q 筆頭者と世帯主は同じ？

A 筆頭者とは、戸籍の冒頭に記載されている方をいいます。現行の戸籍法では、親、子、孫三代にわたる戸籍は禁止されていますので、祖父母と孫が同じ戸籍に入ることはありません。世帯主とは、同じ屋根の下で住み、生計を共にする家族(世帯)の代表者です。

Q 戸籍謄本と戸籍抄本は違うの？

A 戸籍謄本とは、その戸籍に記載されている全員を書き移したもので、戸籍抄本はその一部を抜粋し書き移したものです。



□ 問い合わせ先／役場町民課住民係
☎ 482・2934(課直通)まで。